

第 1 4 号議案

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市都市公園条例（昭和 4 4 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和 4 4 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 7 号中「弄ぶこと」を「使用すること（指定された場所で行うバーベキュー等を除く。）」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

3 6	保津川水辺公園	亀岡市保津町泉口、八ノ坪、武者田、三ノ坪、四ノ坪地内
-----	---------	----------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 保津川かわまちづくり計画に基づき整備された保津川左岸河川敷を新たに都市公園法に基づく都市公園として、次のとおり規定すること。

名 称	位 置
保津川水辺公園	亀岡市保津町泉口、八ノ坪、武者田、三ノ坪、四ノ坪地内

- 2 当該公園内で火気の使用（バーベキュー）ができるよう、所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。